第三十九条の三十九の二第十二項第三号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第七号（旧租税特別措置法施行令	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第七号（旧租税特別措置法施行令
法第四十二条の四の二第七項の	旧効力措置法第四十二条の四の二第七項の
法第四十二条の四第十一項	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項
前条第二十七項	新租税特別措置法施行令第二十七条の四第二十七項及び第二十八項
同項の	同条第二十七項の
あるのは、	あるのは
同法第四十二条の四の二第七項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条（試験研究に関する経過措置）の規定により法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項
とする	と、同条第二十八項の表中「第四十二条の四第十一項」とあるのは「第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする

第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第四号（	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第四号（旧租税特別措置法施行令
「第六十八条の九第七項」とあるのは「	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第七号（	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第七号（旧租税特別措置法施行令
法第四十二条の四第十一項第三号	新租税特別措置法第四十二条の四第十一項第三号
前条第五項第三号イ中「	新租税特別措置法施行令第二十七条の四第五項第三号イ中「法
第六十八条の九の二第二項第二号の規定により読み替えられた法	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九の二第二項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
（法	（旧租税特別措置法
あるのは「法	あるのは「旧租税特別措置法
第三十九条の三十九の二第十二項第三号の規定により読み替えられた第三十九条の三十九第三十二項第四号（	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第三十九条の三十九の二第十二項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令
及び法	及び旧租税特別措置法
「第六十八条の九第七項」とあるのは「第六十八条の九の二第五項第三号の規定により読み替えられた法	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第五項第三号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
又は法	又は旧租税特別措置法
とき、又は	とき、又は旧租税特別措置法施行令
「第六十八条の九第七項」とあるのは「	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧租税特別措置法
及び法	及び旧租税特別措置法

法第六十八条の九の二第七項	旧効力連結措置法第六十八条の九の二第七項
法第六十八条の九第十一項に	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項に
法第六十八条の九第十一項各号	新租税特別措置法第六十八条の九第十一項各号
前条第七項第一号イ	新租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第七項第一号イ
第六十八条の九第一項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法

附則第二十二条中「及び第十八項」を「、第十七項及び第十八項」に改め、同条の表第五項の項中「。以下この項において「平成二十五年改正法」という。」を削り、「平成二十五年改正法第八条の規定による改正前」を「同法第八条の規定による改正前」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条の規定による改正後」に、「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）」を「租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百十五号）第一条の規定」に改め、同表第五項第一号の項から第五項第三号の項までを次のように改める。

第五項第一号